

弁護士に



弁護士 庄司俊哉

27

精神的不調者の欠勤が継続、企業がとるべき対応策は？



最近の裁判所は、企業に、精神的不調者に対し、より丁寧な対応をすることを求めています。その一例として、精神的不調者の欠勤が有給休暇日数を超えて続いた場合でも、会社が安易に「無断欠勤」として諭旨退職等の懲戒処分はできない、とした事例を紹介します。

就業規則51条「正当な理由なしに無断欠勤引き続き14日以上に及ぶとき」に該当し、しかも職場放棄の状態に陥つていたもので悪質とのことから、「Y社の懲戒処分も有効」と判断し、Xは敗訴しました。

ところがその後の東京高裁（H23・1・26）と最高裁（H24・4・27、労働判例一〇五五号5頁）では、Xが勝訴という結果になりました。

そこで最高裁が論じたX勝訴の理由を見てみます。まず

いとおり、精神的不調が発
消されない限り出勤しない」と予想される場合には、使用者は、精神科医による健康診断を実施するなどした上で、この診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で仕事等の処分を検討したり、その後の経過を見るなどの対応を採るべきである。しかし、それをしなかつたのに欠勤を「無断でされたもの」とすことは、精神的な不調を抱える労働者に対する使用者の忠告としては適切なものとはい

ートすること、③休職期間満了時に就労可能か否かの判断には産業医等の協力が必要なことから産業医等との連携を深めること。

最高裁は、「Xの欠勤は、正当な理由のない無断欠勤には当たらないため、懲戒理由はなく、懲戒処分は無効」としました。「無断欠勤」とされなかつた理由は次のとおりでした。「精神的な不調が原因で欠勤が続いている」、精神的不調が解

Xは、実際には事実として存在していないにもかかわらず「3年間にわたり加害者集団等から日常生活を監視され、プライバシーが漏えいされたことで職場で嫌がらせを受けている」と認識し、勤務先Y社に対し、調査を依頼した。ところがY社からは納得できる結果が得られず、Y社に休職を認めよう求めたものの認められず、出勤を促すなどされたことから、自分自身が上記の問題が解決されたと判断できない限り出勤しないことをY社に伝えた上で、有給休暇を全て取得した後、約40日間にわたり欠勤を続けた。そこでY社はXにメールで「無断欠勤は、あなたの労務提供義務の著しい違反となり、最悪の結果を招くことがあります。直ちに出社し就業することを命じます」と送信したところ、Xは出勤したが、結局約1か月後、Y社はXに対し「翌月末日をもって諭旨退職処分」との懲戒処分を行った。なおY社は本件処分に際し、Xについて、精神科医による健康診断等は実施していないかった。

(日本ヒューレット・パッカード事件)

このことから、最高裁は企業に対し、精神的不調者の欠勤継続については、通常のとおり懲戒処分規定を適用するのではなく、医師の診断を受けたことを勧めたり、休職制度がある場合には適用を検討すべきことを命じたと言えるでしょう。